

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK2019021、15-013、S18083

③ 施設の情報

名称：かほの森	種別：母子生活支援施設	
代表者氏名：日高 直幸	定員（利用人数）：20 世帯（暫定 19 世帯）	
所在地：福岡県嘉麻市漆生 587 番地 6		
TEL：0948-42-0198	ホームページ：なし	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 24 年 11 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 嘉穂郡社会福祉協会		
職員数	常勤職員： 9 名	非常勤職員 5 名
有資格 職員数	（資格の名称）	
	臨床心理士 1 名	保育士 5 名
	社会福祉主事 5 名	調理師 1 名
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	22 室（緊急一時保護室 2 を含む）	入所棟 2 管理棟 保育棟 学習棟

④ 理念・基本方針

（１）理念

法人：笑顔で応える地域ニーズ 働きがいのある職場づくり

施設：アットホームな施設運営

（２）基本方針

様々な事情を抱える母子世帯のニーズに合わせた自立支援計画を作成し、①健全育成②子育て・就労支援③地域・関係機関との連携④安心・安全の環境づくり⑤魅力ある働きやすい職場づくり⑥アフターケアの項目に沿った支援を展開する。また、地域や関係機関との連携をより強化すると同時に実践を通して職員資質の向上をねらう。

⑤ 施設の特徴的な取組

充実した施設機能を備え、利用者が安心・安全のもと、生活できる空間の提供。また保育・学童活動の専門性を高めるための研修及び施設見学等を積極的に行っている。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年4月19日（契約日） ～ 令和2年3月27日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 母親や子どもの主体性を尊重し、自分たちの生活全般について自主的に考え積極的に行動し、充実した社会生活が営めるような力を身に付けるための支援が行われています。
 - （1）生活課題の解決が図りにくい母親には会話の時間を積極的に設けて、ていねいに話を聴き良いところをほめるなど、自信をつけ生活力を高める支援が行われています。
 - （2）母親や子どもが生活を送るうえで、自主的・主体的な取組ができるように施設内の自治活動を通して自己表現力、自律性、責任感などの社会性を身につけるための支援が行われています。また、母親が自治会活動に参加しやすいように、行事を行う際には必ずその前後にアンケートを行い、母親の行事への意向を把握し、次回の行事計画の改善等に反映されています。
 - （3）母親と子どもが希望する個別の行事にもできるだけ対応できるように工夫されています。
 - （4）母親と子どもの状況に応じて買物、調理、清掃、部屋の片づけや家計簿をつけるための手伝いなど細かで行き届いた支援が行われています。また、希望者には献立の参考となるようにレシピの配布をするなど、料理のレパトリーを増やす機会を設け、直接食生活への支援が行われています。
 - （5）母親の身体的・精神的負担軽減のため、3か月に1回リフレッシュ券を発行し、施設で子どもをほぼ1日預かり、母親が自分の時間を持ち自由に過ごせるように配慮されています。
 - （6）1年に3～4回夕食を施設側で作り母親と子どもに提供して、家族でゆっくりと、くつろいだ時間を過ごせるように配慮されています。
2. 母親と子どもの生活の安定のため、母親が就労しやすいような環境整備に努めるとともに、就労の場の確保のための活動や職場や関係機関との調整に向けた積極的な取組が行われています。
 - （1）施設内保育施設の機能を活かして、母親が日曜・祝日に就労の場合には子どもを預かるとともに、残業等の場合には時間外保育の対応が行われています。また、子どもが感染症以外の疾病の場合の病児・病後児の預かりにも対応されています。
 - （2）生活課題等の解決が進み、早い段階での自立が見込まれる世帯の場合には、一定期間地域生活に近い環境の中で自立の準備を進めるための小規模分園型のサテライト施設を整備し、早期の自立に向けた支援が行われています。

- (3) 母親の就労支援のためにハローワークを活用することに加え、地域の企業を訪問して雇用を働きかけるなど、積極的な職場開拓が図られています。
- (4) 母親が就労継続困難となった場合には、本人の意向を確認しながら職場に就労継続のための環境調整を申し出て、配置転換や退院後の継続就労につなげられています。また、母親と職場との関係性がこじれた場合などには職員が職場へ出向き状況を確認したうえで、本人の意向も尊重しながら関係回復に尽力されています。

3. 母親や子どもの家族関係の悩みや不安の軽減・解消を図るため、母親や子どもとの面接の機会を積極的に設け、ていねいに対応するとともに、心理職と担当職員との連携を深め、安心・安定した生活が送れるように手厚い支援が行われています。

- (1) 子どもが病気や登校渋りなどで母親だけでは対応困難な場合には、職員が子どもの通院介助や登校の際の付き添いが行われています。また、施設内での病児・病後児保育に対応され、母親の状況に応じて子どもの送迎の支援も行われています。
- (2) 日頃から職員は母親や子どもに声かけをするように徹底しており、母親や子どもの表情などから対人関係等の悩みやストレスの察知に努め、相談に応じたり心理療法等につなげられています。
- (3) 施設内保育や放課後の学童活動を通して、子どもどうしが触れ合い共に学ぶ機会を提供し、子ども自らが社会との関わり方を習得できるように支援が行われています。
- (4) 心理職を常勤配置し、少しでも母親や子どもが相談しやすいようにわかりやすい言葉を使い、具体的な内容で語りかけるような文書を「心理担当からのお知らせ」として各世帯に配布するとともに、心理療法が必要と判断される場合には、子どもは週1回、母親については月1回以上行われています。必要があると認められる場合や希望によって、より頻回な対応が行われています。また、母親や子どもの状況によっては、必要に応じて医療機関につないだり、同行・引率等の支援が行われています。
- (5) 退所後の住宅入居の際の保証人や医療同意の必要性が生じたときは、積極的に親族との関係調整を行い、同意を得られよう極力努められています。

◇改善を求められる点

- 1. 母親と子どもの権利擁護や権利侵害の防止に関する対応の仕組みが不十分であり、組織として迅速かつ徹底した対応が図れるような仕組みの整備が急務と認められます。
- (1) 職員による母親や子どもへの不適切なかかわりがあった場合の厳正な処分を行う旨の規定が見当たりません。不適切なかかわりの防止を職員に徹底するために、就業規則等の規定に基づいて、厳正に処分を行う仕組みの整備が急務と認められます。

(2) 不適切なかかわりが発生しやすい状況や場面を想定し、具体的な例示を示して研修や話し合いを行うなどの職員間の支援技術の共有化に不十分なところが認められます。日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害を行わない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。

2. 中・長期計画の単年度事業計画への具体的な反映が不明確であり、また、単年度の事業計画が前年度の事業報告の結果を踏まえて策定されたものであるか確認ができにくい状況です。その他組織的な取組において、取組の計画性や周知への対応、見直しの記録等が不十分な状況にあります。事業の評価・見直しを通して課題を的確に把握し次年度計画や中・長期計画の見直しに反映するなど、計画の実効性を高める取組が求められます。

(1) 事業計画の母親と子どもへの周知が不十分な状況です。事業計画は母親と子どもの支援に密接にかかわる重要な事項であって、計画を効果的に進めるには母親と子どもの理解が必要であり、事業計画の主要な内容についての母親と子どもへの周知が求められます。

(2) 支援の質の向上へ向けて取り組まれています。自己評価や第三者評価の結果について、組織としての明確な目的意識のもとに分析・検討までは行われておらず、改善課題について確実に解決を図る継続的な取組の確立が急務と認められます。

(3) 法人として階層別の研修体制を設け、計画に沿った研修が行われていますが、職種の専門性を高める研修は各施設に任せられています。職員の資質の向上に向けた姿勢を明示しながらも、職員一人ひとりの実態や職員の意向を反映した目標管理体制は整備されておられません。職員一人ひとりに応じた適切な目標の設定・管理を行うことにより、職員のモチベーションを高め、質の高い福祉サービスの提供につながるような取組が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価受審にてご指摘頂いた課題につきましては、職員間で共有した上で、施設運営や利用者サービスについて協議を行い、より良いサービスの提供を意識し取り組んでいきたいと考えております。評価結果を真摯に受け止め今後の支援に努めて参ります。

ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
＜コメント＞ ○施設の運営理念と基本方針は、パンフレット、事業計画に明文化され施設の使命や目指すべき方向性、考え方を読み取ることができます。 ○職員への周知状況は、「職員心得」の配布や、会議、研修会等の場において周知が図られていますが、母親への周知の確認や子どもへの周知が十分でなく、周知状況の確認や子どもにもわかりやすい資料を作成するなど、理解を深める取組が求められます。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
＜コメント＞ ○法人と連携して、施設経営をとりまく環境と経営状況の課題を把握し、環境変化に対応した施設経営の維持や改善に努めていますが、課題の細かな要因の分析が行われておらず、より効果的な取組が求められます。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
＜コメント＞ ○施設長は経営改善のために県内同種施設と協働を図り、行政を訪問し理解を求めるなど、地道に入所者数の安定に向けて積極的な活動を展開されていますが、決定的な解決策にまでは至っておらず、なお一層の効果的な取組を望みます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
＜コメント＞ ○中・長期目標（ビジョン）は理事会に報告されていますが、目標の設定が明確でなく、また数値目標の設定が確認できません。中・長期計画は施設の理念や基本方針の実現に向けた取組を示すものであり、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画が求められます。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
＜コメント＞ ○中・長期計画の設定にあいまいさがあるため、単年度の事業計画にその反映が確認できません。単年度の事業計画は中・長期化計画の当該年度における具体的な事業、支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しその計画を着実に実現する内容であることが必要です。中・長期計画の具体的な展開としての単年度の事業計画の策定が求められます。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
＜コメント＞ ○事業計画の策定は、部門ごとに職員の意見を積み上げ、職員の総意により策定されています。 ○事業計画は年度初めの職員会議で周知を行い、職員がいつでも確認できるように事務室や執務室にも常備されています。 ○事業計画の評価と見直しについては評価や見直しが行われていますが、記録が残っておりません。次期計画への職員の意見などの反映の確実性を期すため、策定過程や評価・見直しの記録が求められます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	c
＜コメント＞ ○行事計画については、施設内の要所に掲示するとともに母親と子どもに説明し配布が行われていますが、事業計画については特に説明や配布は行われておりません。事業計画は母親と子どもへの支援にかかわる重要な事項でもあり、事業計画の主な内容については、母親と子どもに周知し、理解を得る取組が求められます。		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c
＜コメント＞		

○質の向上に向けた取組が行われていますが、組織的・計画的に行われているとは認めがたく、サービスの質の向上へ向けた改善課題について総合的・継続的に取り組む体制の整備が求められます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<コメント> ○自己評価および第三者評価の結果が、改善課題の明確化や計画的な取組に反映されておりません。解決・改善へ向けた組織的かつ実効性のある取組が求められます。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント> ○施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、会議や研修の場において職員に周知が図られていますが、平常時および有事（災害、事故等）における施設長が不在の際の役割と責任については不明確な状況です。施設長は自らの責任を明確化し、平常時をはじめ、有事における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化することが求められます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○施設における法令遵守の体制をつくるとともに、職員に教育・研修等を実施し、遵守すべき法令等を周知するなど、遵守するための具体的な取組みが行われていますが、遵守すべき法令等の把握や職員への周知状況が不十分な状況です。法令遵守に向けた計画的・組織的な取組が求められます。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長自ら職員会議や研修にチームの一員として積極的に参加し、支援の質の向上について意欲的に取り組んでいますが、課題を明確化し実効性のある取組まで至っておりません。施設における支援の質に関する課題を把握し、その課題の改善に向けた取組を施設全体に明らかにして、課題解決に向けた具体的な取組を行うことが求められます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント>		

○施設長は、積極的に新規事業の検討を進めていますが、職員に対して十分にその意図を伝えきれていないと見受けられます。施設内に経営の改善・業務の実効性を高める意識を形成し、組織全体として効果的な取組が求められます。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
＜コメント＞ ○法人で階層別研修体系を確立し、各施設で計画に沿った研修が行われていますが、人材の確保への取組が不十分な状況です。事業運営に際し必要とする職員を安定的に確保する取組が求められます。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
＜コメント＞ ○期待される職員像として、職員の資質の向上を目指す等、事業計画に位置づけられています。 ○人事考課が平成 29 年度に行われていますが、効果の検証が不十分な状況です。人事考課の有効性やその効果を総合的な人事管理の視点から明確化し、改善策を検討・実施することが求められます。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
＜コメント＞ ○法人との雇用契約において、雇用管理に関する窓口を設け、各施設の施設長が窓口となる旨が明示されています。 ○法人・施設で職員の就業状況に配慮されている（健康診断、予防接種の補助、法人で互助会制度を設け、ワークライフバランス〈仕事と生活の両立〉への推進等）面も見られますが、一方で具体的な計画に生かされていない面も見受けられます。職員の意向を的確に把握するとともに、それにそくした働きやすい職場づくりへの取組が求められます。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
＜コメント＞ ○職員の資質向上を目的とした教育・研修は、法人と一体的に実施されるとともに、施設独自の研修計画により、内部、外部の教育・研修の機会が設けられています。 ○職員一人ひとりの目標管理制度は採用されておりません。職員一人ひとりに応じた目標の適切な設定により、職員のモチベーションを高め、質の高い福祉サービスの提供につながるような取組が求められます。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
＜コメント＞		

○法人主体の職員研修を中心として研修が行われていますが、職員の専門性の担保や施設の独自性を発揮するための研修が手薄な状況と見受けられます。施設に求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点を明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を明らかにし、これらにもとづく教育・研修の効果的な実施が求められます。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
＜コメント＞ ○法人主導の階層別研修では計画に沿った研修やその後の職員へのフォローアップも行われていますが、施設独自の研修においては職員の教育・育成計画に基づく研修計画に明確さを欠くところがあります。施設においても階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務に関し必要とする教育・研修機会の保障が求められます。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
＜コメント＞ ○実習生の受入れについては、マニュアルに基づき、保育士の資格取得へ向けた取組が行なわれていますが、実習指導者への研修体制が整備されておりません。実習指導者のスキルの向上を図るとともに、より実習の効果を高めるための取組が求められます。 ○基本的に実習依頼校のプログラムに沿って実習が行われています。実習プログラムには施設が求める専門職のあり方や期待、子どもの養育に関する専門性の内容の取り入れに不十分さが認められます。施設の基本的な姿勢を明確にした研修体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、福祉人材育成のための積極的な取組が求められます。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
＜コメント＞ ○施設の秘匿性を確保しながら、パンフレットや地域の広報誌等で最大限施設の役割を公開、発信しています。 ○毎月法人内で苦情・要望等解決委員会を開催し、各施設の状況報告や苦情解決への検討が行われています。 ○施設の秘匿性を優先するあまり、運営の透明性が確保できにくい状況にあります。同種他施設の例等を参考に、運営の透明性を高める工夫を望みます。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
＜コメント＞ ○税理士事務所による外部監査を前期、後期、決算の年3回受け、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていますが、その記録が残っておりません。記録を残すとともに、実情にそくした経営改善に向けた取組の実効性が高まるような手立てが求められます。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
＜コメント＞ ○母親と子どもは地域のマラソン大会やお宮掃除、公民館掃除、河川敷の彼岸花の植え付けに参加したり、町内会に加入するなど地域の一員として地域の人々との良好な関係維持が図られています。 ○施設として地域との関わりを深める基本姿勢等が明文化されておりません。地域との交流を進め、地域との良好な関係を構築するための基本的な考え方を文書化し、施設としての積極的な姿勢を明示することが求められます。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
＜コメント＞ ○学童活動でのピアノ教室（月2回）や絵本の読み聞かせ（2か月に1回）、絵画教室（月2回）は定例化した取組となっていますが、ボランティアの質を高める研修等は行われておりません。地域との交流を深めるための新たなボランティアの発掘や養成、ボランティアへの研修等の取組を望みます。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
＜コメント＞ ○居室のファイルに、施設所在自治体の社会資源の情報を入れ、入所時にていねいに説明が行われています。 ○関係機関・団体とのネットワークを通じ、継続的な交流や情報交換を行い、職員間で情報の共有化が図られています。 ○小学校、中学校との定期的な連絡会の実施、保幼小連絡会への参加、また、要保護児童対策地域協議会に参加し、情報の共有化が図られています。 ○地元のネットワーク会議、ライフレスキュー事業（生活困窮者支援）に参加し、積極的に地域の福祉課題について協働して取り組まれています。 ○療育教室、児童発達支援の支援計画を立てるためのケースカンファレンスの際に利用者に同席するなど、情報の共有とネットワーク化に努められています。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
＜コメント＞ ○施設の地域交流スペースやサテライトを活用し、会議や講演会等の多目的な用途に開放し、地域のニーズに応じたり、情報収集に努められています。 ○2019年10月から施設所在自治体の相談事業を受託し活動されています。		

○地元のネットワーク会議や、要保護児童対策地域協議会に参加し、情報の共有化が図られていますが、さらに関係機関との連携を強化し、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握のための積極的な取組を望みます。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> ○関係機関・団体との連携にもとづき、施設が目指す具体的な福祉ニーズの把握に努めるとともに、地域の社会福祉法人等が取り組むライフレスキュー事業や災害ボランティアに参加されるなど、公益的な事業・活動に努めていますが、より一層の取組を望みます。		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント> ○母親と子どもに対する支援の質を高めるため、各職員は普段の母親と子どもへの対応についてのセルフチェックを行い、その結果を組織で確認し活用が図られています。 ○外部で行われている人権学習に参加し、職員会議において他の職員へ伝達研修が行われています。 ○単年度の事業計画において、母親と子どもを尊重する姿勢が明示され、共通理解のもとで実践されています。 ○母親と子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている状況とは認められず、相応の対策が求められます。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<コメント> ○居住棟とは別の箇所に応接室兼面会室を設け、落ち着いた環境で相談できる空間が確保されています。 ○母親と子どもには居室への立ち入り等の場合は事前に本人への説明し、同意を得ること等について施設案内ファイルに入れて明示されています。		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント> ○パンフレット等は写真や、絵、図等を使用し、わかりやすい内容になっています。 ○時間的、精神的な余裕なく入所する場合の母親と子どもには、まずは施設生活での安心感を持ってもらうことを優先し、落ち着いた状況のもとでいねいに説明が行われています。		

○外国籍の母子については英文表記の文書も用意されています。 ○母親と子どもに常に最新の情報を提供できるような対応は不十分な状況であり、必要とする情報の積極的な提供が求められます。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<コメント> ○母親と子どもの状況に応じて、入所時、入所後1週間後、1か月後と段階を経てわかりやすく説明が行われています。 ○母親に対しては説明した内容の確認が文書への記名によって行われていますが、子どもへの確認までは行われておらず、子どもの自己決定への配慮が求められます。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント> ○他の施設や地域への移行にあたっては、相談窓口や方法について口頭で説明するとともに、相談窓口を明示した文書を渡して確実性を期されています。 ○母親と子どもに対して退所後連絡を取ってもいいかを確認するとともに、連絡方法等を説明されています。 ○退所後の相談窓口担当者の設置はありませんが、母親や子どもから連絡があれば対応しており、必要に応じて家庭訪問や医療機関受診、公的な手続きでの役所等への同行や子どもとの面会交流、法律相談の紹介、場合によっては母親に代わって弁護士事務所へ出向くこともあり、アフターケア記録に残し、その後の支援に向けて活用が図られています。退所後の母親と子どもの安心感および支援の継続の確実性を高めるため、相談担当者や窓口を設置されるとともにその周知を望みます。		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント> ○母親については積極的に満足度の把握に努めその対応を図っていますが、子どもについては十分に行き届いていないように見受けられます。子どもも施設の利用者であり、子どもの満足の充足も必要なことから、子どもの視点にも着目した満足の向上に向けた取組が求められます。		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント> ○苦情解決の体制を整備し、母親や子どもが意見表明しやすい環境が整えられています。 ○母親や子どもが意見等を表明しやすいように、入所時に渡す居室ファイルの中に、あらかじめ要望等受付票が数枚入れられています。 ○要望等受付票を入れるポストが、事務所と施設内保育所の2か所に設置されています。 ○苦情解決の結果については当事者にはフィードバックしていますが、公開までには至っておりません。運営・経営の透明性を高め、母親や子ども、職員の意識の向上を図るため、申し出た母親と子どもに不利にならない配慮をしたうえでの公開が求められます。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	b
＜コメント＞ ○面談希望書や要望書を配布し、母親や子どもの面談希望日・時間を聞き、それに対応できるように職員のシフトを変更するなど、母親や子どもが意見表明しやすいように配慮されています。 ○気持ちを表現しにくい母親には、個別対応により、相談しやすい雰囲気づくりに努められています。 ○母親への説明文書等を整えていますが、子ども用のものまでは整備できておりません。意思表明できる子どもは本人が直接表明できるように、意思表明できない母親や子どもの場合であっても、その意向を汲むような手立てを講じる取組が求められます。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
＜コメント＞ ○マニュアルを整備し、母親と子どもからの相談・要望等の対応を組織的に行っていますが、対応マニュアルの定期的な見直しについての仕組みが不明確な状況です。仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等について、適宜見直しを行うことが求められます。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
＜コメント＞ ○子どもの登下校時の交通安全指導や見守りについて、地元の警察に協力を依頼し、不審者対応を含めて母親と子どもの安全確保に努められています。 ○母親へのDV加害者の接近情報等について警察からの情報収集を密にされています。 ○リスクマネジメントに関する取組（事故の原因究明、リスク軽減、未然防止）が不十分と認められるところがあり、実効性の高い取組が求められます。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
＜コメント＞ ○母親と子どもへの周知のため、感染症の予防およびその対策をわかりやすく説明した文書が用意されています。 ○施設内保育施設での給食の提供について、設備の状況や、調理者自身の健康状態について衛生管理のためのチェック態勢を整備し、安全確保に努められています。 ○インフルエンザの予防接種等については、嘱託医の協力を得て、低廉な価格で接種できるように配慮されています。 ○感染症対策は相応に取られています。職員の役割等管理体制の明確化が不十分な状況にあり、相応の体制強化が求められます。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
＜コメント＞ ○母親と子どもに災害時を想定した備蓄の周知を図り、さまざまな災害を想定した訓練が行われ		

ていますが、実効性を意識した対応策が求められます。

○事業継続計画については施設の立地条件を踏まえ、自治体、地域、法人・施設一体となって、広域・大規模災害をも想定した実効性ある計画の策定・対応を望みます。

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	b
＜コメント＞ ○支援についての標準的な実施方法を確立し、職員への周知も図られていますが、実施方法に基づいて実施できているのかを確認する仕組みについては不十分な状況にあります。標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備するとともに、標準的な実施方法の実効性を図るための継続的な取組が求められます。		
41	Ⅲ-2-(1)-②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
＜コメント＞ ○実施方法の検証・見直しは定期的に行われてはいませんが、その記録が残されておらず、不十分な状況です。標準的な実施方法を定期的に見直すことで、支援の質に関する職員の共通意識を育てることにつながることから、PDCA（P〈Plan・計画策定〉→D〈Do・実行〉→C〈Check・評価〉→A〈Act・見直し〉）のサイクルの実施による質の向上への継続的な取組が求められます。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
＜コメント＞ ○入所面談時に福祉事務所からの情報により母親と子どもの概要を把握したうえで面談表を使い、母子の希望やニーズを確認してアセスメントが行われています。その後、さらに母親と子どもに入所1週間後、1か月後と再アセスメントのための面談を行い、入所3か月目からの目標（自立支援計画）が策定されています。 ○自立支援計画作成時には、全職員参加によるケース会議を通じて、さまざまな職種からの意見をくみ上げています。 ○自立支援計画策定にあたっては、母親に説明し、合意と納得を得ていますが、子どもには行われておりません。計画の実効性を高めるために母親だけでなく子どもに対しても理解・実行できる目標として説明し、合意と納得の確認を取ることを望みます。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
＜コメント＞ ○自立支援計画の評価・見直しが、半年ごとに定期的に行われています。 ○母親と子どもに急迫な状況が生じた場合には緊急の見直しを行い、以降の自立支援計画に反映していますが、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みが見当たりません。母親と子ども一人ひとりに対する支援の質の向上を継続的に図るため、実施計画変更の手順を定めるとともに関		

係職員への周知の方法の明示や、さらには変更に関する母親と子どもの意向の確認と同意を得られる仕組みの構築が求められます。		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
＜コメント＞ ○記録の確実性や職員間の情報の共有化を図るため事務処理ソフトを採用されています。 ○記録の書き方・内容については職員間に差異を生じないように職員が作成した文書を主任が確認されていますが、記録要領のようなものは整っていません。記録の一定の水準およびその確実性を期すため、組織的な管理のもとに統一した方法による記録が求められます。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
＜コメント＞ ○個人情報の不適切な利用や漏えいに対する対策として、職員は入職時に個人情報保護に関する同意書に署名し、チェック表で確認されています。 ○母親と子どもには入所時に、個人情報の取り扱いについて説明し、確実性を期すために同意書に確認の署名をもらわれています。 ○法人の文書規程に文書および保存期間の定めは設けられていますが、廃棄に関する規定は設けられていません。また、法人の個人情報管理規程に個人情報の廃棄方法として「印字データはシュレッダーで、電子データはデータ消去との規定が設けられていますが、その処理を行った確認に関する定めがありません。情報の外部流出の防止を含めて、確実に情報の廃棄が行われたことを確認できる仕組みの構築が求められます。 ○個人情報の開示請求を受けた際の対応に関する定めが見当たりません。母親と子どもから情報開示を求められた際のルール・規程を定めることによって、適切に対応できる仕組みの構築が求められます。		

内容評価基準（27 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A① 46	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	c
＜コメント＞ ○マニュアル等を整備し、虐待についての研修を開催されています。また、外部の人権研修へ参加し、職員会議で他の職員への周知が図られています。 ○母親と子どもへの職員の対応について、受け答え、あいさつ等をていねいに行っているかを確認する 25 項目のチェック表を 2018 年度から用いて、振り返りが行われています。 ○権利擁護に関する取組についての職員間の認識にバラツキを生じています。対応の統一を図りより効果的な取組を行うための工夫が求められます。		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A② 47	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	c
＜コメント＞ ○職員による利用者への不適切なかかわりがあった場合の厳正な処分を行う旨の規定が見当たりません。不適切なかかわりの防止を職員に徹底するために、就業規則等の規定に基づいて、厳正に処分を行う仕組みの整備が急務と認められます。 ○不適切なかかわりが発生しやすい状況や場面を想定し、具体的な例示をして研修や話し合いを行うなどの職員間の支援技術の共有化に不十分なところが認められます。日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、不適切なかかわりによる権利侵害を行わない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。		
A③ 48	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
＜コメント＞ ○母親や子ども、もしくは子ども同士の不適切な行為に迅速に対応できるように、母親や子どもの様子を各職種がかかわり、多角的な視点での把握に努められています。 ○母親と子どもの関係性の把握のために、日常的に会議等で情報を共有し、職員間で確認する体制が整えられています。		
A④ 49	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
＜コメント＞		

○職員は業務を通して母親と子どものやり取りに気を配るとともに、子どもの身体や生活の様子および母親の行動、態度について年2回詳細に記録し、自立支援計画に反映されています。日頃から常に親子関係の把握に努め、適切な助言や支援に結びつけられています。 ○施設内保育において、子どもの様子を各職種間で連携を図り多角的に把握し、母親と子どもへの支援につながられています。 ○子どもに対して子どもの権利について学習する機会が設けられておらず、権利意識の向上への取組に欠ける面があります。子どもの権利を保障するためにも、子ども自らが権利を学ぶ機会を設けることが求められます。		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤ 50	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a
<コメント> ○思想や信教の自由については、個人の信仰や礼拝は認められています。施設内での布教活動や政治活動を行うことは、施設が母親と子どもの生活の場であるという性格上、認められておりません。入所当初に「入所者心得」で説明され、説明を受けた旨の確認印を徴し、施設と母親双方で説明文書を保管されています。		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥ 51	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<コメント> ○子どもの成長記録をスライドにして母親に見てもらうことで、子どもの主体的活動への理解を促されています。 ○生活課題の解決が図りにくい母親に対しては、会話の時間を積極的に設けてていねいに話を聴き、良いところをほめる等生活力を高めるための支援が行われています。 ○施設内自治会活動における規定を整備するとともに、母親が参加しやすい環境に配慮されています。母親の中から活動の中心となる幹事を2名互選し、職員は母親が清掃等の自治会活動に取り組めるように支援が行われています。 ○コンビニや商店が近くにないため、年に2回大型家具店への買い物便を施設で用意し、生活用品の購入に便宜をはかるとともに、使いやすい配置や収納方法について支援が行われています。		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦ 52	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<コメント> ○母子と子どもが自主的に考える活動を支援し、自分の生活を改善していく力を養えるよう、行事や生活の面でさまざまな企画を工夫されています（以下、例として）。 ○子どもたちの主体性を尊重した子ども自らが企画し、考えて作るキャンプなどの「子ども行事」が職員の支援のもとに行われています。 ○行事を行う際には必ず行事の前後に母親と子どもへのアンケートを行い、母親の行事への意向の把握や次の行事計画の改善等に反映されています。		

○施設での学童活動として、月～土曜日は学習支援の一環として、宿題や一人ひとりに合わせたプリント学習、自由遊びの時間を設けるとともに、生活力を身に付けるためのクッキング教室（月１回）、ボランティアによるピアノ教室、絵画教室（月２回）が行われています。		
A⑧ 53	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
＜コメント＞ ○施設内自治会活動において母親と子どもの意向を聴き取る他、行事ごとにアンケートを実施するなど母親と子どもの意向を反映したプログラムを用意して参加しやすいように内容等を工夫されています。 ○子ども自らが企画し、考えて作る、子どもたちの主体性を尊重したキャンプなどの「子ども行事」が職員の支援のもとに行われています。 ○母親と子どもが希望する個別の行事にもできるだけ対応するように努められています。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨ 54	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a
＜コメント＞ ○退所後支援計画を作成するとともにアフターケア記録を整備し、退所後の支援に活かされています。また、退所先の関係機関・社会資源を明記した案内書を母親に渡されています。 ○退所後は電話等での相談に応じるほか、必要に応じて弁護士事務所への同行等の支援も行われています。 ○退所後も夏祭り、文化祭等の行事の案内書を送付されています。また、退所先の地域が災害等で被災した場合には、母親と子どもの安否確認が行われています。		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩ 55	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	b
＜コメント＞ ○自立支援計画の書式を大幅に変更し、支援方法が具体的になるよう改善されています。 ○母親と子どもの課題や目標にそって計画的な支援が行なわれていますが、自立支援計画が母親と子どもそれぞれの課題を一体として記載される傾向にあり、合意形成の手続きが不透明な部分があります。母親と子どもの課題に取り組む合意形成のあり方について工夫を望みます。		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪ 56	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
＜コメント＞ ○何の準備もなく入所した母子がすぐに生活できるように生活用品、衣類等必要なものを用意		

されています。

○入所時の不安や混乱に対応し、まずは母親と子どもの不安感を軽減・解消することに注力するとともに、入所時面談、入所後1週間、入所後1か月の面談および2週間後に心理面接予定の案内を配布されています。

○通学前に学校側と事前面談を行い留意事項の確認を行い、スムーズに学校生活が送れるように配慮が行われています。

○地域の保育所が利用できないときや施設内で保育をすることが適当な就学前の子どもについては、母親の希望に応じて施設内保育施設で対応されています。

○生活面にできるだけ不便を感じないように母親に家財道具、自転車等の貸し出しが行われています。

A-2-(3) 母親への日常生活支援

A⑫ 57	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
----------	--	---

<コメント>

○母親と子どもの状況に応じて買物、調理、清掃、部屋の片づけや家計簿をつけるアドバイスなど細やかに行き届いた支援が行われています。

○希望者には献立の参考となるようにレシピを配布したり、食生活への支援が行われています。

○母親の負担軽減のため3か月に1回リフレッシュ券を発行し、施設で子どもをほぼ1日預かり、母親が自由に時間を使えるように配慮されています。

○1年に3~4回夕食を施設側で作り母親と子どもに提供し、家族でゆっくりと時間を過ごせるように配慮されています。

○母親の成育歴、生活歴や現在の生活スキルを踏まえて、母親と子どもの生活の質の向上を図るためのさらなる支援策の構築を期待します。

A⑬ 58	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
----------	--	---

<コメント>

○地域の保育所が利用できないときや施設内で保育をすることが適当な就学前の子どもについては、母親の希望に応じて施設内保育施設で対応されています。

○子どもが病気や登校渋りなどで母親では対応できない場合は、職員が子どもの通院介助を行ったり、登校の際に付き添い同行が行われています。また、施設内での病後児保育にも対応されています。さらに、母親の状況に応じて、子どもの送迎の支援も行われています。

○月1回地域の小学校と連絡会を開催するなど、子どもの状況を把握するために連携が図られています。

○母親が子どもを理解し、適切な子育てやかかわり方について習得できる機会のより一層の充実を期待します。

A⑭ 59	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
----------	--------------------------------------	---

<コメント>

○母親に面談希望用紙を配布（あらかじめ居室内ファイルに入れている）し、相談しやすい体制

を整えられています。 ○日頃から職員から母親と子どもに声かけをするようにしており、母親や子どもの表情や態度から対人関係などの悩みやストレスを察知し、必要に応じて心理療法等につないだり、相談に応じられています。 ○施設で母親と子どもが安心して快適な環境での生活が送れるように、かつ社会での生活力を身につけるために、施設内自治会活動での話し合いや交流会において職員による積極的な支援が行われています。		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮ 60	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	b
<コメント> ○施設内保育施設を設け、子どもの保育については、毎月個別の支援計画を立案し、計画に基づいて成長・発達段階に応じた養育支援が行われています。地域の保育施設を希望する母親については、希望にそのような支援が行われています。 ○特別な配慮が必要な子どもに対しては心理療法を実施したり、関係機関を紹介する対応が図られています。 ○子どもについては、学童活動において子ども一人ひとりの個人目標（各月、半年、1年間）を作成し、放課後の子どもの学習支援や遊び、交流の場として、母親や子どものニーズに応じたきめ細やかな支援が行われています。また、子どもに希望するもの（本や遊具など）を尋ね、好みのキャラクターにも対応されています。 ○子どもに聴きとり用紙を配り、生活の乱れ等を把握するなど、生活リズムの改善につながるよう、母と子どもへの支援が図られています。 ○母親との連絡方法として学童用ノートにより子どもの学童活動の様子を伝えたり、母親から子どもの日頃の様子を伝えてもらうことによって、適切な支援につなげられています。 ○小学生までの支援メニュー・プログラムは充実していますが、中学生以上に対応できる内容が少なく、ニーズへの対応が不十分であり、子どものニーズに応じたきめ細やかな支援を望みます。		
A⑯ 61	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	b
<コメント> ○学習室に個別の学習スペースを確保して、子どもたちが集中して学習に取り組める環境を整えるとともに、子どもの学力に応じた適切な支援が図られています。 ○学校と連携しながら母親の意向、子どもの希望や設定目標にそった進路の相談にのったり、学費の負担軽減についても、各種奨学金や授業料免除の制度活用の支援も行われています。 ○施設の秘匿性の関係もあり学習ボランティアの受け入れができていない状況です。施設内に限定せず施設外の施設を活用しての学習ボランティアを受け入れる選択肢もあり、受け入れ方法の工夫を望みます。		
A⑰ 62	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b

<コメント> ○施設内保育や放課後の学童活動を通して、子どもいが触れ合い共に学ぶ機会を提供し、子ども自らが社会とのかかわり方を習得できるような支援が行われています。 ○入所時にはおとなとの関係に不安を感じていた子どもも、職員とのかかわりの中で適切な支援を受け、おとなへの信頼感を獲得していくような支援が行われています。 ○子どもは学習活動でのボランティアや実習生の受け入れにより、母親以外のおとなとの交流の機会を設けることによって、多様な価値観や生きるための力を身につける機会となっています。 ○施設内自治会活動などでコミュニケーションのスキル等は伝えていますが、研修等の機会を設けてグループワークのようなものは行われておりません。グループワークを積極的に取り入れて、共に育ちあう力を活用し、個人の発達・成長や子どもどうしの関係性を養うように支援する取組を望みます。		
A ⑱ 63	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	b
<コメント> ○年1回外部講師を招き、年齢に応じたグループ分けをし、命の教育として生まれてくるまでの過程を取り上げて、発達段階に応じた性教育が行われています。 ○施設として子どもの年齢に応じた性教育の実施や職員による学習会等は行われておりません。子どもの年齢や発達にあわせて、子どもに性についての正しい知識を得る機会を設けることが必要であるとともに、職員間での性教育における共通認識を図るため、勉強会等の取組が求められます。		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A ⑲ 64	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<コメント> ○24時間の受け入れを前提とした体制を整え、広域受け入れが行われています。 ○女性相談所、警察署、福祉事務所等と積極的に連携・調整を図り、母親と子どもの安全を最優先に対応されています。		
A ⑳ 65	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a
<コメント> ○法的な手続きが必要な場合には弁護士や法テラスの紹介や同行支援を行うとともに、必要と求めに応じて書類の作成や代弁等の支援が行われています。 ○リスクの高い母親と子どもの場合には、不審者やDV加害者の接近情報提供への協力を警察に相談するとともに、保護命令等の手続きにつながられています。		
A ㉑ 66	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	b
<コメント> ○心理職を常勤配置し、母親や子どもが相談しやすいように、分かりやすい言葉を使いかい具体的な内容で語りかけるような文書を「心理担当からのお知らせ」として各世帯に配布されていま		

す。 ○心理療法が必要と判断される場合には、子どもは週1回、母親については月1回以上行われています。必要性があると認められる場合や希望によって、より頻回な対応が行われています。また、必要に応じて病院へつないだり、同行・引率等の支援が行われています。 ○地域には社会資源が乏しく、自助グループや外部の支援団体に紹介するまでに至っておりません。地域で安心して安定した生活が保障されるように、自助グループや支援団体の発掘等に努められるよう望みます。		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A②② 67	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	b
<コメント> ○心理療法（プレイセラピー）が必要と認められる子どもには、母親の同意を得て週1回行われています。 ○医療機関や児童相談所などの関係機関との必要な情報交換を行いながら、適切な支援に努められています。 ○子どもに対し「子どもの権利」に特化した学習の機会が設けられておりません。子どもの自尊心や自己肯定感の向上を図るための効果的な学習の機会の保障が求められます。		
A②③ 68	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a
<コメント> ○子どもの虐待の発生や疑いがある場合の児童相談所への通報の仕組や連携については法人内で「虐待防止対応規程」を定め、各施設に解決責任者を設けるなど組織的な解決体制が整えられています。 ○虐待を受けた子どもに対しては、児童相談所の心理判定、相談機能の活用が図られています。 ○保育所や学校、医療機関、放課後デイサービスとの連携体制が整えられています。		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A②④ 69	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a
<コメント> ○母親と子どもそれぞれに相談の時間を作っていないに対応されています。 ○退所後の住宅入居の際の保証人や医療同意の必要性が生じたときは親族との関係調整を行い同意を得られるように極力努められています。		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A②⑤ 70	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<コメント> ○精神疾患のある母親や、特別な配慮が必要な子どもに対し、医療機関への通院同行、服薬管理等が行われています。 ○外国籍の母親の支援においては、英語版のしおりを用意する他、通訳等でアジア女性センター		

を活用されています。 ○子どもの状況に応じて関係機関と調整を図り、放課後等デイサービスの利用につなげられています。		
A-2-(9) 就労支援		
A②⑥ 71	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<コメント> ○母親が職業訓練校や看護学校に通い資格取得を取得するための、情報提供や支援が行われています。 ○ハローワークを活用することに加え、地域の企業を訪問して雇用を働きかけるなど積極的に職業開拓が図られています。 ○母親の就労に支障を生じないように、子どもが感染症以外の疾病の場合には、病児・病後児の預かり保育が行われています。 ○施設内保育の機能を活かして、母親が日曜・祝日に就労の場合には子どもの預かり保育が行われています。また、残業等の場合には時間外保育の対応が行われています。 ○生活課題等の解決が進み、早い段階での自立が見込まれる世帯の場合には一定期間地域生活に近い環境の中で、自立の準備を進めるための小規模分園型のサテライト施設を整備し、早期の自立に向けた充実した支援が行われています。		
A②⑦ 72	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<コメント> ○母親の就労継続が困難になった場合には母親の意向に配慮しながら、必要に応じて職場に就労継続のための環境調整を申し出て、配置転換や退院後の継続雇用につなげられています。 ○母親と職場との関係性がこじれた場合などには職員が職場へ出向き状況を確認したうえで、母親の意向を尊重しながら、関係回復に尽力されています。 ○一般就労が困難になった場合に、障がい福祉サービスの就労移行支援制度等が活用できないか、さまざまな可能性を検討し、就労継続につなげられています。		